

田辺市子ども・子育て支援事業計画 (骨子素案)

平成 年 月

田辺市

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の対象
5. これまでの子ども子育て支援の取組み

第2章 田辺市の子どもと家庭を取り巻く環境の変化

1. 子どもをめぐる状況
2. 子どもと家庭の状況

第3章 計画の目標

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本目標

第4章 事業計画

1. 教育、保育提供区域の設定
2. 教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保
3. 地域子ども子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保
4. 子ども子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保
5. 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
(産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保)
(子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援)
(労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携)

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えることが懸念されものとなり、また都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化してきた。

こうした状況の中で、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきた。さらに平成22(2010)年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、「子ども・子育て新システム」の検討をはじめ、平成24(2012)年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定した。

本市においても、平成17年3月「田辺市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度（前期計画：平成17年度～平成21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）を計画期間として、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的に推進してきた。しかし、近年の経過の中で、子どもと家庭を取り巻く状況は大きく変化し、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みを構築することが必要となり、子ども・子育ての新たな展開を目指した計画策定を行うこととなった。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て法61条に基づくものであり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」等を目指すものである。計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援にかかわっている団体の代表、事業者、子育て中の保護者などで構成する「子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定する。

3. 計画期間

平成27(2015)年度を初年度とし、平成31(2019)年度までの5年間とする。

4. 計画の対象

おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とする。

5. これまでの子ども子育て支援の取組み

資料 田辺市次世代育成支援後期計画における保育サービスの目標事業量について

		前期計画		後期計画	
子育て支援サービス事業名	単位	平成 16 年度 実施事業量	平成 21 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績見込み	平成 26 年度 目標事業量
通常保育事業	定員	1,390 人	1,450 人	0～2 歳 355 人	0～2 歳 355 人
				3～5 歳 873 人	3～5 歳 873 人
延長保育事業	か所	7 か所	8 か所	6 か所	6 か所
	定員	30 人	200 人	21 人	21 人
夜間保育事業	か所	—		—	設定なし
	定員	—		—	設定なし
トワイライトステイ事業※ 1	か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所
休日保育事業	か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	定員	10 人	60 人	185 人	185 人
病児・病後児保育	か所	—		1 か所	1 か所
	日数	—		272 日	272 日
一時預かり事業	か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	定員・ 日数	—	6 人	272 日	272 日
特定保育事業	か所	—		—	設定なし
放課後児童健全育成事業	か所	6 か所	10 か所	10 か所	11 か所
	定員	270 人	430 人	475 人	515 人
地域子育て支援拠点事業 (センター型)	か所	0 か所	1 か所	2 か所	2 か所
ショートステイ事業※ 1	か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所
ファミリーサポート センター事業	か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所

※ 1 トワイライトステイ事業・ショートステイ事業については、現在、市内に 1 箇所、市外に 3 か所委託先があります。

※ 各事業について、前後期ともに大きな枠組みについては変わっていないが、一部、事業の統合により項目数が前期計画よりも減少している

※ 事業名称については、前期計画の事業名を一部変更しているものがある。＜子育て短期支援事業（トワイライト事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、病後児保育事業、地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業、一時保育事業＞

資料 その他の目標事業量について

サービス事業名	単位	前期計画		後期計画	
		平成 16 年度 実施事業量	平成 21 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績見込み	平成 26 年度 目標事業量
放課後児童クラブにおける 受け入れ可能な軽度障害数	定員	18 人	18 人	15 人	20 人
健康診断を受診する放課後 児童クラブ指導員数	員数	15 人	15 人	25 人	27 人
へき地保育事業	か所	9 か所	9 か所	8 か所	8 か所
保育所地域活動事業	か所	5 か所	7 か所	5 か所	7 か所
学校給食事業	実地 施設数	幼稚園 0 小学校 25 中学校 14	幼稚園 4 小学校 34 中学校 14	幼稚園 4 小学校 29 中学校 16	幼稚園 4 小学校 29 中学校 16
公立幼稚園の預かり保育事業	か所	0 か所	1 か所	4 か所	4 か所
子供を対象とした 防犯機器の貸与	貸与数	1,213 件	3,363 件	新一年生に 配布 750 個	新一年生に 配布 750 個
乳幼児医療費助成事業		<p>入院：小学校就学前の児童を対象に所得制限なしに助成。</p> <p>外来：3歳の誕生日末日までの児童は所得制限なしに助成。3歳の誕生月の翌月からは所得制限ありで小学校就学前まで助成。</p>		<p>入院及び外来に関わらず、小学校就学前の児童（所得制限なし）の保険医療に係る自己負担分を全額助成。</p>	
スポーツ活動の充実「総合型 地域スポーツクラブ」の推進	か所	1 か所	3 か所	4 か所	6 か所
家庭児童相談室の充実	人員		相談員 (常勤) 2 名	相談員 (常勤) 2 名	相談員 (常勤) 2 名
		相談員 (非常勤) 2 名	相談員 (非常勤) 2 名	相談員 (非常勤) 2 名	相談員 (非常勤) 2 名

第2章 田辺市の子どもと家庭を取り巻く環境の変化

1. 子どもをめぐる状況

(1) 人口構成

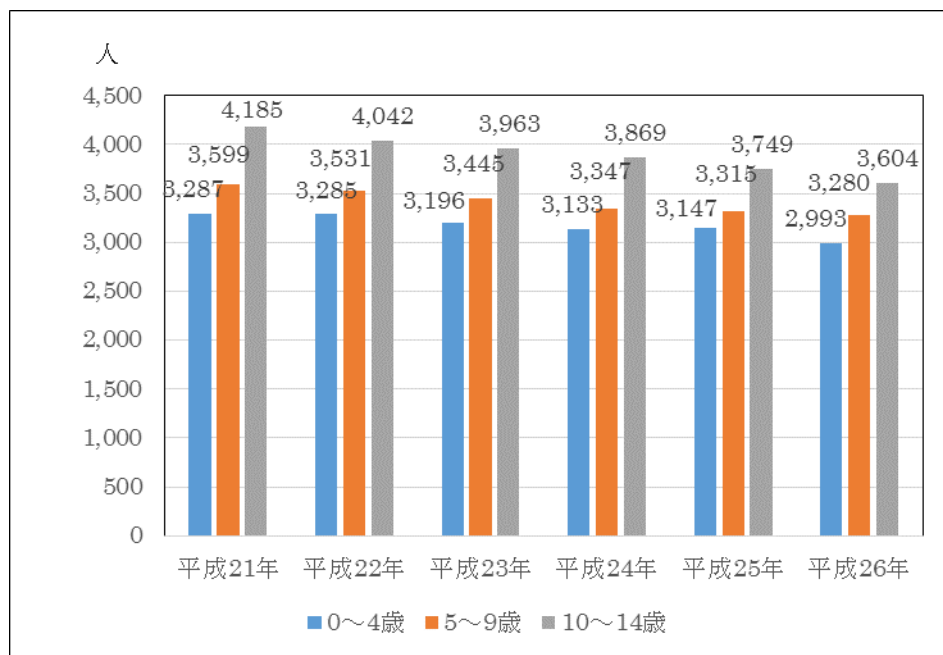
本市の人口は、平成26年住民基本台帳（4月1日）によると、79,116人となっている。内訳は、年少人口9,877人（12.5%）、生産年齢人口45,910人（58.0%）、老年人口23,329人（29.5%）の構成である。

経年的には、老年人口がやや増加しているが、年少人口はやや減少、生産年齢人口は大幅な減少をみせ、全体としてここ5年間で3,421人の減少である。

図 人口構成（田辺市、住民基本台帳人口、各年4月1日）

	上段 人		下段 %			
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	82,537	81,938	81,191	80,475	80,117	79,116
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口	11,071	10,858	10,604	10,349	10,211	9,877
	13.4	13.3	13.1	12.9	12.7	12.5
0～4歳	3,287	3,285	3,196	3,133	3,147	2,993
	4.0	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8
5～9歳	3,599	3,531	3,445	3,347	3,315	3,280
	4.4	4.3	4.2	4.2	4.1	4.1
10～14歳	4,185	4,042	3,963	3,869	3,749	3,604
	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7	4.6
生産年齢人口	49,258	48,732	48,405	47,872	47,044	45,910
	59.7	59.5	59.6	59.5	58.7	58.0
老年人口	22,208	22,348	22,182	22,254	22,862	23,329
	26.9	27.3	27.3	27.7	28.5	29.5

図 年少人口の推移（田辺市、住民基本台帳人口、各年4月1日）



年少人口（0～14歳）をみると、平成26年住民基本台帳（4月1日）によると、0～4歳は2993人（3.8%）、5～9歳は3280人（4.1%）、10～14歳は3604人（4.6%）の構成で低い年齢層ほど人口は少なくなっている。経年的には、年少人口の0～4歳、5～9歳、10～14歳の各階層とも減少しており、全体としてここ5年間で1194人の減少である。

(2) 人口動態

本市の人口動向を、自然増減、社会増減でみると、経年的にどちらも減少となっており、それぞれ毎年300人～500人程度減少（合計600人～1000人）を続けている。

図 人口動態（田辺市、出生、死亡、自然減）

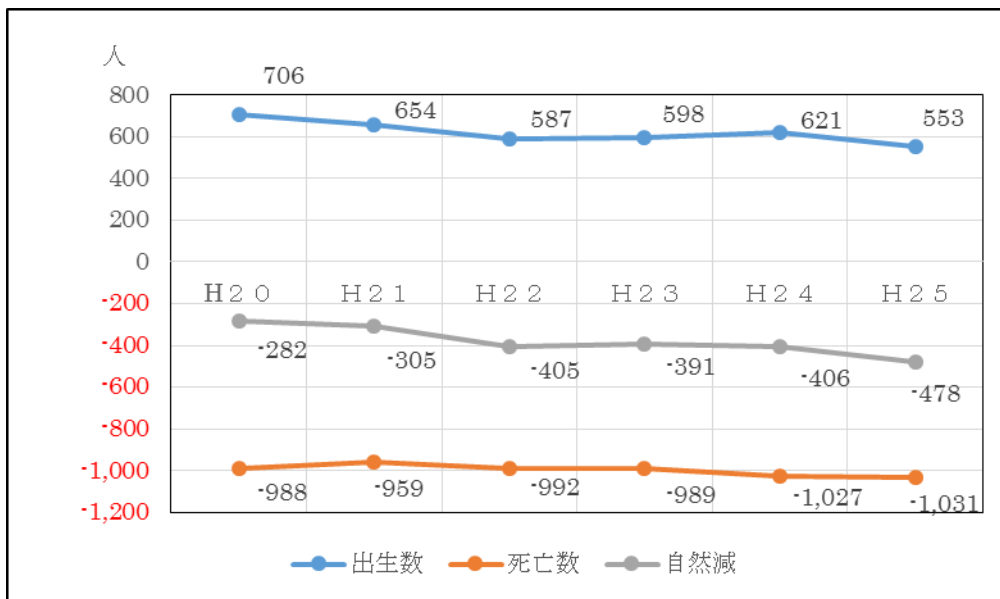
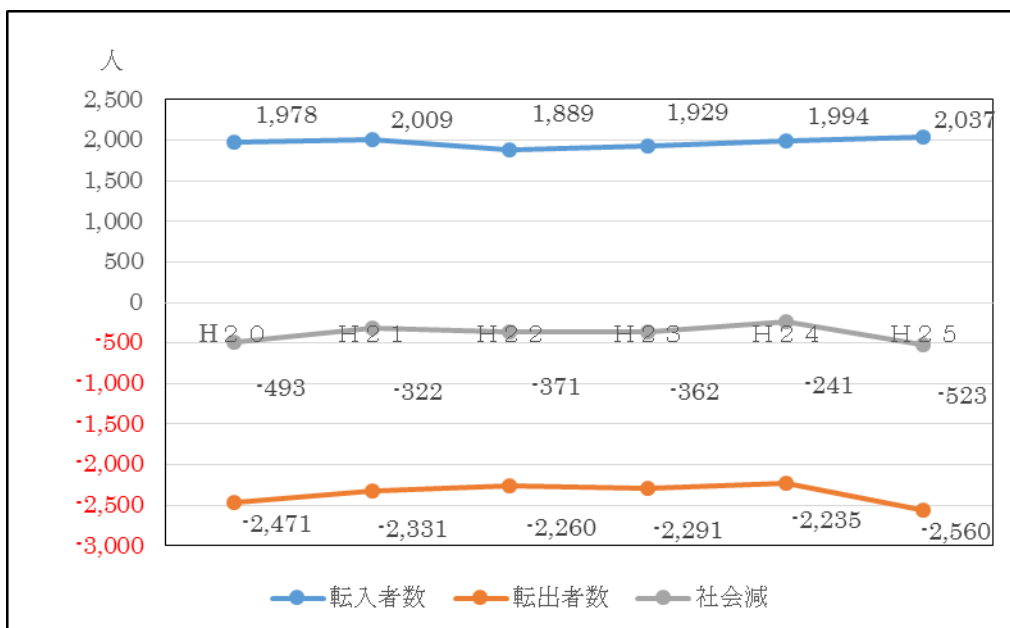


図 人口移動（田辺市、転入、転出、社会減）



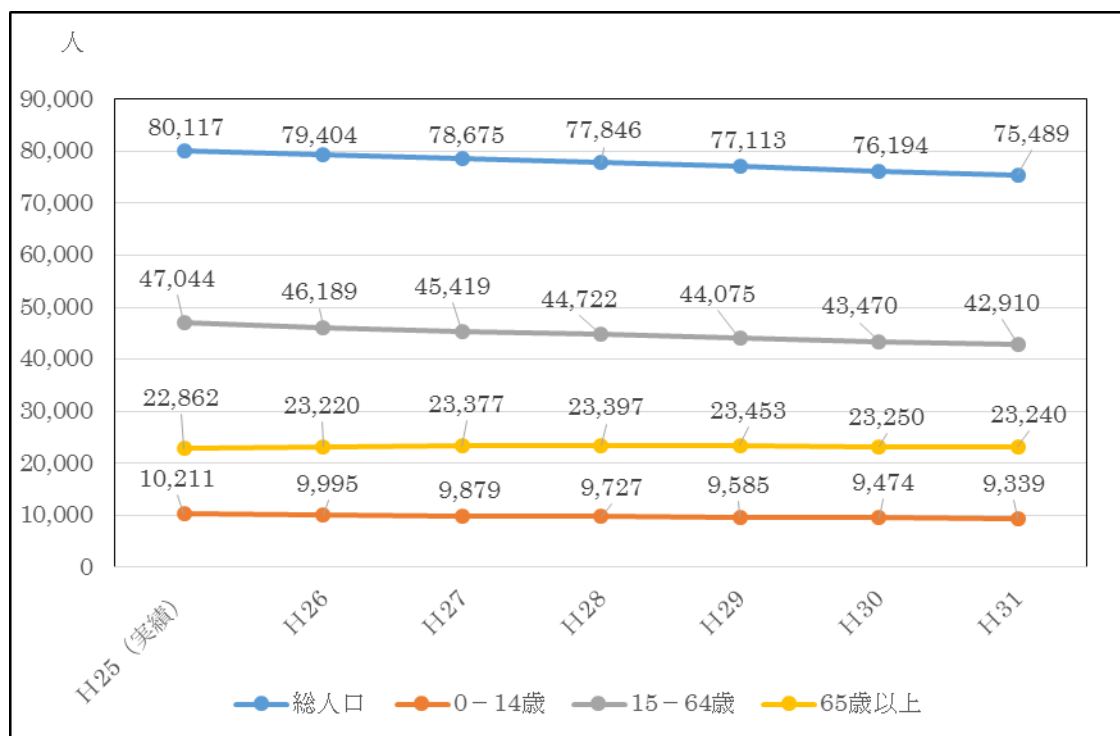
(3) 人口推計

平成 25 年人口 80,117 人を実績値として、それ以後の人口をコーホート要因法により推計してみると、本市の人口は漸減し、6 年後の平成 31 年には 75,489 人と約 4,628 人の減少と推計される。

年齢構成としては、平成 31 年には、年少人口（0～14 歳）は 9,339 人（12.4%）、生産年齢人口（15～64 歳）42,910 人（56.8%）、老年人口（65 歳以上）23,240 人（30.8%）である。経年的には、老年人口はやや増加、年少人口はやや減少であるが、生産年齢人口が大幅な減少となって、全体の減少につながっている。

なお、本市の合計特殊出生率（15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成 20 年から 24 年で 1.61 であり、全国値はこの時期 1.39 程度であるので、それを超える水準となっている。

図 人口推計（田辺市 平成 25 年実績 住民基本台帳人口）



本市の人口減少は、転出超過とともに人口動態の自然減少をとめない、年少人口の各年齢層の減少が進んでいる。今後合併した市域での人口定着を目指す取組みが重要となっている。

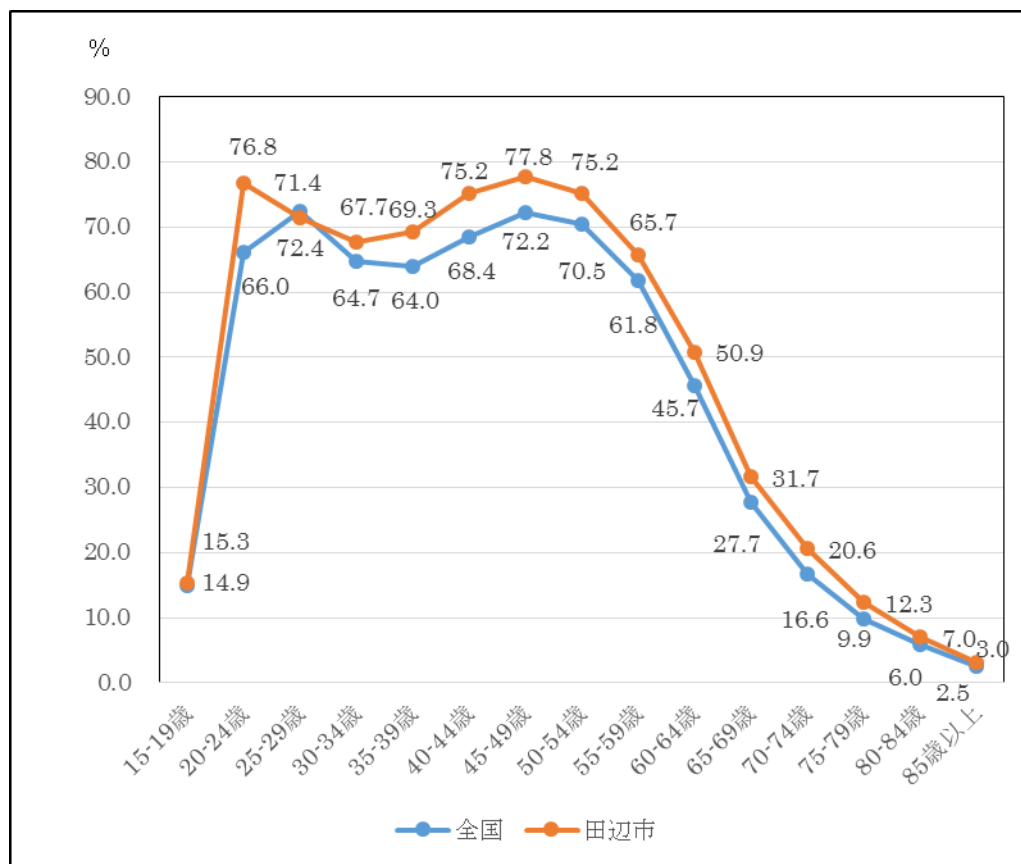
2. 子どもと家庭の状況

(1) 女性労働力率

15歳以上の人口で、各年代の労働力人口を割ると労働力率が求められ、従来からわが国において、女性労働力率が、30歳代からM字にカーブすること（30～40歳代女性の就業の減少）が問題とされてきた。

本市と全国を比較すると、本市の女性労働力率は、各年代を通じて全国値以上の水準となっていることが見て取れる。とりわけ、30歳代、40歳代での水準の高さは特徴的であり、女性の就業が広がっている。こうした状況において、今回の保育ニーズは現れている。

図 女性労働力率（全国、田辺市、平成22年国勢調査）



(2) 未婚率

年代別に未婚率をみると、本市の場合、全国と比べてほぼ同様の推移を見せるとともに、概ね 30 歳代以下の未婚率は、全国値を下回っている。

図 男性未婚率（全国、田辺市、平成 22 年国勢調査）

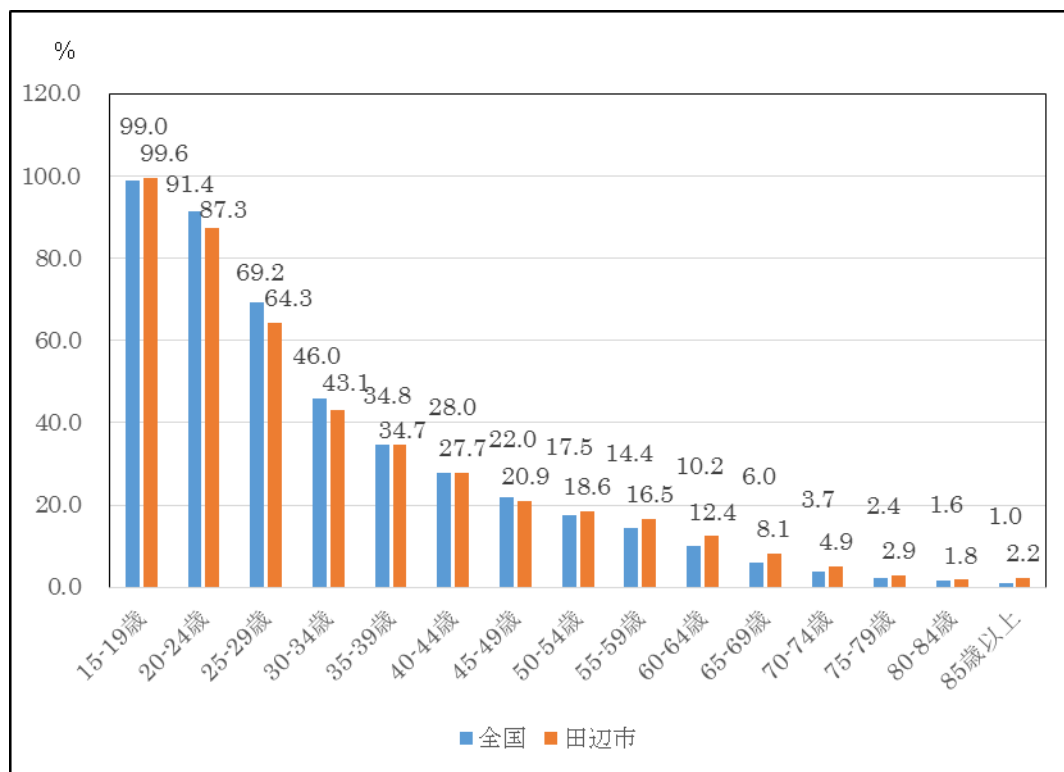
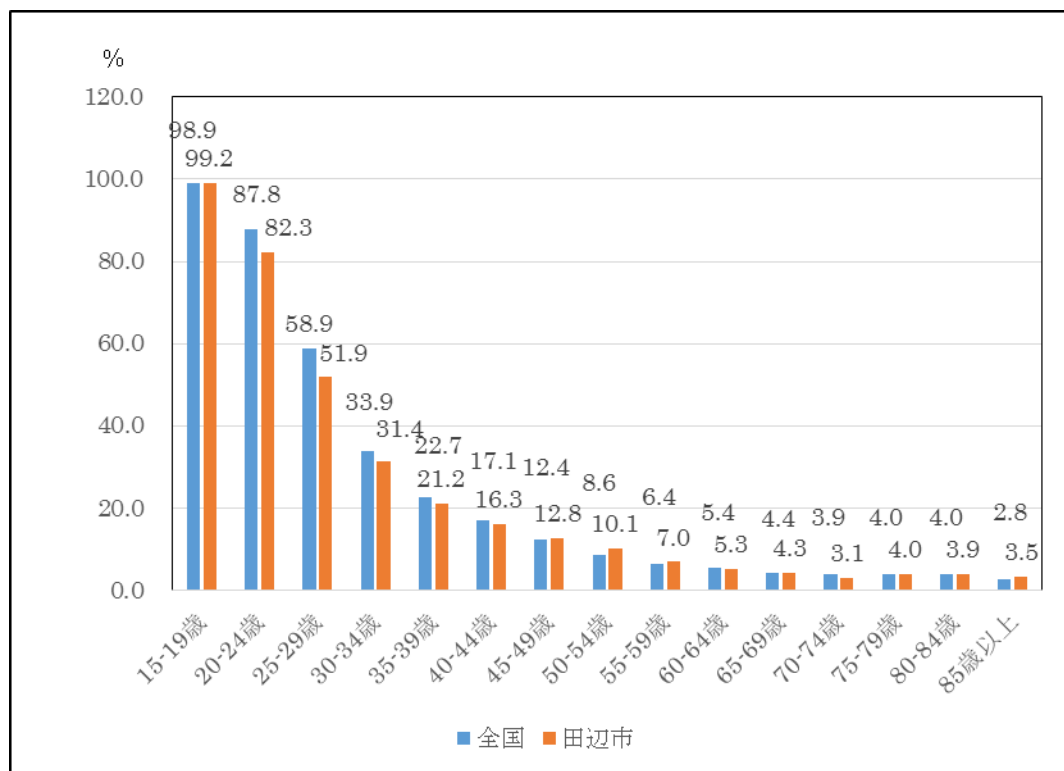


図 女性未婚率（全国、田辺市、平成 22 年国勢調査）

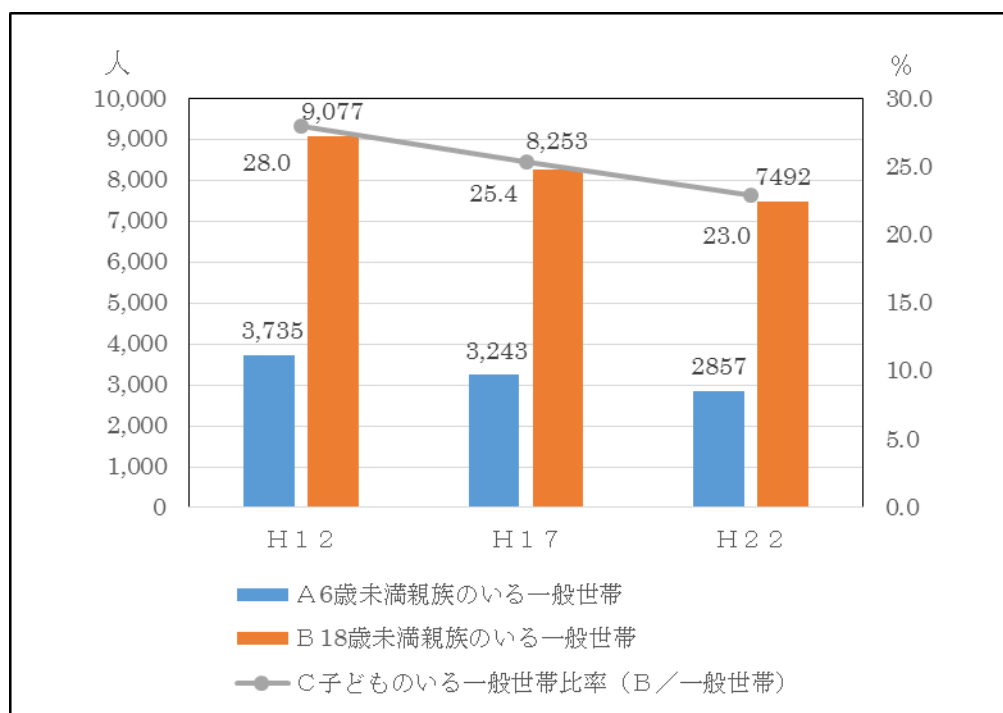


(3) 子どものいる一般世帯

本市の一般世帯の子どものいる状況を見ると、平成22年国勢調査において、23.0%となっている。全国平均の子どものいる一般世帯比率は23.1%であるので、ほぼ同様の水準である。

しかし、経年的に子どものいる一般世帯をみると、平成12年から世帯数、比率とも急速に低下している。

図 子どものいる一般世帯（田辺市、国勢調査、平成17年合併区域）



子どもと家庭をめぐる問題として、地域定着している方々の婚姻関係、出生率、及び就業状態などは全国平均水準以上の状況を見せているが、一方市外への生産年齢人口の流出傾向が強く、それによって子どものいる一般世帯の減少、将来的な人口減少傾向などが顕著になっている。

第3章 計画の目標

1. 基本理念

保護者が子育ての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもと、家庭や、地域、職場などの社会全体が連携しながら、「田辺市次世代育成支援行動計画」に示された基本理念を踏襲し、より実現可能な施策を推進する。

(基本理念)

豊かな未来の創造に向け、子供の健やかな成長をみんなで支える社会の醸成

2. 基本的視点

本計画の推進にあたっては、これまで取り組んできた「田辺市次世代育成支援行動計画」の基本方向を踏まえ、以下の5つを基本的視点とし、「子ども・子育て支援新制度」において、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

《基本的視点》

- ① 保護者の親育ちの支援
- ② 子供の自立と育成
- ③ 家庭をはじめ社会全体での支援の仕組みづくり
- ④ 地域の特性をふまえた総合的、主体的な支援
- ⑤ 男女共同参画による子育て環境づくり

3. 基本目標

基本理念を基に、4つの基本目標を掲げる。

《基本目標》

- ① 子育て家庭を地域のみinnで応援するまち
- ② 子育てと社会参加が両立したまち
- ③ 子育てを楽しむ環境が整ったまち
- ④ 子供が健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

第4章 事業計画

1. 教育、保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定める。

2. 教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保

子ども・保護者の教育・保育の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設，地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する。

〇〇地域	1年目					2年目				
	教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号) ②		満3歳未満 保育認定 (3号)		教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)		満3歳未満 保育認定 (3号)	
		保育を希望 (右記以外)	学校の教育 の利用意向 が強い	0歳	1・2歳		保育を希望 (右記以外)	学校の教育 の利用意向 が強い	0歳	1・2歳
①量の見込み	①	(イ)	(ア)	③						
②の確保 の内容	教育・保育施設									
	地域型保育									
②-①										

3. 地域子ども子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

子ども・保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を定める。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・ショートステイ事業
- ・こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- ・養育支援訪問事業等
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・妊婦健康診査助成事業
- など

4. 子ども子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方や推進方策、また、教育・保育施設や地域型保育事業者などの相互の連携や、小学校等との連携の推進方策を定める。

5. 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

（1）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要であるなど

（2）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策

—児童虐待防止対策の充実

—母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

—障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性など

（行動計画後期計画より）

① 児童虐待の防止

虐待の未然防止のため、相談指導體制の充実など保護者の子育て不安の解消や負担感の軽減を図るとともに、相談体制を充実します。また、発見体制を充実させるため、民生児童委員等関係機関への児童問題に関しての研修機会をふやすなど、問題の共有化を図り、相互の情報交換、連携の強化を図ります。

② いじめ問題、不登校児童などへの適切な対応

子供一人ひとりがいきいきとした学校生活を送れるような魅力ある学校づくりを進めます。

③ ひとり親家庭の自立促進

ひとり親家庭は、年々増加しており、生活・養育・就労などさまざまな問題を抱えており、自立のための支援をより一層進めていく必要があります。

このため、各家庭が自立した生活ができるように、相談や子育て支援、生活支援、経済支援を充実します。

④ 障害児施策の充実

障害や発達におくれのある子供の自立や社会参加に向けて早期療育体制の充実に努めるとともに、障害のある子供が地域で適切な保育や教育が受けられるように関係機関の連携の強化を図ります。障害児福祉サービスが利用しやすくなるようにサービス提供体制の充実に努めるとともに、県制度の障害児夏休み支援事業の活用を図ります。また、特別児童扶養手当などにより、家庭における経済的負担の軽減を図ります。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(行動計画後期計画より)

① 仕事と育児の両立支援

男女ともに働きながら子育てをしている人が、職場と育児の両立ができるように育児休業制度の普及を促進するとともに、労働時間などの雇用条件を改善するため、事業主などへの要請を図ります。また、家庭や地域においても働き方や子育てのあり方への取り組み姿勢を持つように意識啓発を図っていきます。

② 就業への支援

出産や子育てのために退職した人に対して、求人情報の提供や再雇用のための支援に努めます。また、職業能力の向上により就業の促進を図るため、職業訓練センター等関係機関への支援を通じて各種情報処理技能や各種技能の習得を進めます。

さらに、事業所内での職業訓練の推進を図るため、公共職業安定所による職場適応訓練費の助成金適応後も、引き続き雇用している事業所に市から助成金を講じ、さらに母子家庭等、就業が困難な方を雇用した場合についても、同様の措置を講じて就業の促進に努めます。

③ 父親の子育て参加の促進

父親の子育てへのかかわりを深めるため、各種事業などへの父親の参加を呼びかけ、子育ての役割分担と家族の中で協力して子供を育てる意識の拡大を図ります。